

【新旧対照表】 JAL カード会員規約（法人用）の主な改定箇所（下線部分が改定箇所です。）

改定前	改定後
第4条（会員規約およびその改定ならびに承認）	第4条（会員規約およびその改定ならびに承認）
4. 本規約の変更については、当社から書面またはその他の方法で変更内容を通知した後に会員がカードを利用したときは、法人会員は変更内容または新規約を承認したものとみなします。	4. <u>当社は、次の各号のいずれかに該当する場合には、あらかじめ、効力発生日を定め、次項に定める方法により、本規約を変更することができるものとします。</u>
(新設)	(1) <u>変更の内容が会員の一般の利益に適合するとき。</u>
(新設)	(2) <u>変更の内容が本規約に係る取引の目的に反せず、変更の必要性、変更後の内容の相当性その他の変更に係る事情に照らし、合理的なものであるとき。</u>
(新設)	5. <u>当社は、あらかじめ変更後の内容を当社の Web サイトにおいて公表する方法または通知する方法（必要があるときにはその他相当な方法を含む）により会員に周知したうえで、本規約を変更することができるものとします。この場合、当該周知の後に会員のいずれかがカードを利用したときは、すべての会員は変更を承諾したものとみなし、以後変更後の規約が適用されるものとします。なお、本規約と明示的に相違する規定または特約がある場合は、当該規定または特約が優先されるものとします。</u>
第8条（年会費）	第8条（年会費）
会員は、両社が定める年会費を両社所定の方法で支払うものとします。ただし、有効期限月の末日より前に退会手続きが完了した場合はこの限りではありません。なお、一旦支払われた年会費は、退会または会員資格の取消となった場合などにおいてもお返しいたしません。	会員は、両社が定める年会費を両社所定の方法で支払うものとします。ただし、有効期限月の末日より前に退会手続きが完了した場合はこの限りではありません。なお、一旦支払われた年会費は、退会または会員資格の取消となった場合などにおいても返却いたしません。自動更新による年会費の発生を希望しない場合は、自動更新前、すなわち、有効期限月（カード上に表示された年月の月をいいます。ただし、入会后最初の年については、入会月をいいます。）の末日より前に退会届のご提出が必要となります。
第16条（会員情報の開示・訂正・削除の請求）	第16条（会員情報の開示・訂正・削除の請求）
(新設)	3. <u>本条に関する請求は本規約末尾の「お客さまサービスセンター」へ連絡するものとします。</u>
第18条（当社またはサービス提供会社等の営業案内の中止の申し出）	第18条（当社またはサービス提供会社などの営業案内の中止の申し出）
会員が、第14条(2)④に定める営業案内について中止を申し出た場合、カード・会員誌等に同封されるパンフレット類および基本的なクレジットカード業務を行うために必要な案内を	会員が、第14条(2)④に定める営業案内について中止を申し出た場合、カード・会員誌などに同封されるパンフレット類および基本的なクレジットカード業務を行うために必要な案内を除き、これを中止するものとします。なお、本条に関する申し出は本規約末尾の「お客さまサー

【新旧対照表】 JAL カード会員規約（法人用）の主な改定箇所（下線部分が改定箇所です。）

改定前	改定後
除き、これを中止するものとします。	<u>ビスセンター</u> へ連絡するものとします。
第 20 条（会員情報に関する問合せ）	(削除)
会員情報の開示・訂正・削除請求等の会員情報に関する問合せや、宣伝印刷物の送付等の営業案内の中止の申し出は、規約末尾記載の「お客さまサービスセンター」へ連絡するものとします。	